

米国における 自動車運転の手引き

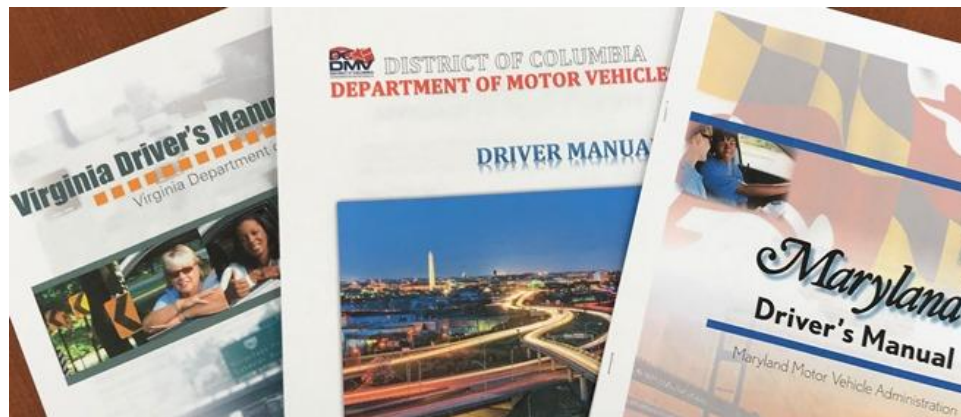
ワシントンD.C.、メリーランド州、バージニア州の在留邦人の皆様へ

◎本手引きは、日本の運転免許証保有者がこれから当地で自動車運転をはじめの一助となるよう、運転をはじめまでに必要な手続きや交通ルール等の概要をまとめたものです。他州の運転免許証の切り替えについては、各州の車両管理局にご確認ください。

◎米国においては、各州政府がそれぞれ交通法規を定めています。一般的な交通ルールは概ね共通ですが、無用な交通トラブルを回避し安全で快適な運転を行うため、運転を行う州の車両管理局が作成する「運転マニュアル」を読み、詳細な交通ルールを予め確認しておきましょう。

◎本手引きで提供する情報の正確性には細心の注意を払っておりますが、実際に当地で運転免許証取得等の手続きや自動車運転を行う方は、各州当局が提供する情報に依拠してください。この手引きに基づき行動したことにより生じるいかなる損害や不利益等に対し、当館は責任を負いかねます。

◎本手引きに関し、ご意見やお気づきの点があれば、当館領事班までご連絡ください。（emb-ryoji@ws.mofa.go.jp）。



在アメリカ合衆国日本国大使館

TEL 202-238-6700 / HP www.us.emb-japan.go.jp
2520 Massachusetts Ave., NW, Washington, D.C. 20008

目次

| | |
|----------------------------|-----------|
| 1 章 米国で自動車を運転するには | 1 |
| (1) 運転免許の取得 | |
| ア 米国で有効な運転免許証 | 1 |
| イ 州発行運転免許の取得 | 1 |
| (ア) ワシントンD.C.居住者 | 2 |
| (イ) メリーランド州居住者 | 3 |
| (ウ) バージニア州居住者 | 5 |
| (エ) A 2 ビザ保持者の方へ | 8 |
| (2) 自動車保険加入 | 9 |
| (3) 車検 | 9 |
| (4) 車両権利書 | 10 |
| (5) 車両登録 | 10 |
| 2 章 事故後の対応 | 11 |
| 3 章 道路交通の主なルールと基礎知識 | 12 |
| 4 章 主な道路標識 | 17 |
| 5 章 その他 | 21 |
| (1) 日本の運転免許証の更新 | 21 |
| (2) 州発行免許保有者による日本の運転免許取得 | 21 |
| 6 章 お役立ちリンク集 | 22 |

1章 米国で自動車を運転するには

◎ポイント

- 米国で自家用自動車を運転する際には、運転免許証 (License)、車両登録証 (Registration)、自動車保険証 (Insurance Card) を携行する必要があります。
- 米国で自家用自動車 (レンタカーを除く) を運転するまでの一般的な流れは次のとおりです。



(1) 運転免許の取得

ア 米国で有効な運転免許証

- ◇ 一般に米国では、米国外の運転免許証も有効とみなされ、英語以外の免許証の場合はその翻訳文を免許証と一緒に携行することで、自動車運転が可能となります (一部には日本の運転免許証だけで自動車運転が可能な州もあるようです)。
- ◇ ワシントンD.C.、メリーランド州、バージニア州では、当館が作成する「運転免許証抜粋証明」も有効な翻訳文とみなされますが、各州の当局は、無用なトラブルを避けるため、広く認知された共通書式の証明書として「国際運転免許証」 (International Driving Permit: IDP) を予め自国にて取得しておくことを推奨しています。
- ◇ 長期滞在・永住目的で米国に到着した方は、一定期間は日本の運転免許証に翻訳文を併せ持つことにより当地にて運転可能ですが、それ以降は州発行運転免許証を取得する必要があります。詳しくは、本紙各州の免許取得手続き概要ページをご参照ください。
(注) 「国際運転免許証」は米国で有効な「運転免許証」ではなく、あくまで「運転免許証の翻訳文」です。米国において国際免許証だけで自動車を運転することはできません。

イ 州発行運転免許の取得

- ◇ 一般に米国外の運転免許証をお持ちの方は、新規免許取得者が行うべき手続きの一部が免除されます (免除項目は州により異なります)。さらに、日本の運転免許証保有者がメリーランド州またはバージニア州の運転免許を取得する場合は、日本政府が両州政府とそれぞれ合意したことにより、運転免許取得に必要な学科試験と技能試験が免除されます。詳しくは次頁以降の運転免許証取得案内をご参照ください。
- ◇ なお、A 2 ビザにて米国に滞在する方は、州発行免許の取得に当たり特別な手続きが必要です。詳しくは 8 ページをご参照ください。

(ア) ワシントンD.C.居住者

ここでは、日本の普通自動車運転免許保有者がワシントンD.C.政府発行の普通自動車運転免許証（非商用免許）を取得する場合の手続きについて、その概要を紹介します。

■ D.C.発行普通自動車運転免許の取得が必要な方

- ◇ ワシントンD.C.に30日以上居住する場合、ワシントンD.C.の車両管理局（Department of Motor Vehicles：DMV）が発行する運転免許を取得しなければなりません。
- ◇ ただし、短期観光・商用ビザやESTAにより入国した短期渡航者は、米国滞在が30日を超える場合でもワシントンD.C.発行運転免許は取得できません。こうした短期渡航者は日本の運転免許証とその翻訳文（国際運転免許証等）により運転することになります。

■ 必要書類（全て原本）

※米国ビザの種類によって必要書類が異なりますので、必ず「[Document Verification Guide](#)」をご確認ください。

- ◇ 申請書（[D.C. DRIVER LICENSE or IDENTIFICATION CARD APPLICATION](#)）
- ◇ 身分証明書類 <日本パスポート+米国ビザ（グリーンカード等）+ I-94 >
- ◇ 社会保障番号（SSN）証明書類 <SSNカード等>
（注）SSN取得資格がない場合は、用途限定の自動車運転免許を取得できる場合があります。詳細は「[DC DMV Limited Purpose Driver License](#)」をご確認ください（申請時にDCに6か月以上居住している必要があります）。
- ◇ ワシントンD.C.居住証明書類2点 <ガス・電気・水道・電話料の請求書、住居の賃貸借契約書等、申請の60日前以内に発行されたもの>
- ◇ 運転能力証明書類 <例：日本の運転免許証+翻訳文書>
（注）有効な日本の運転免許証とその翻訳文を提出することにより技能試験は免除されます（用途限定の自動車運転免許取得の場合、試験は免除されません）。
（注）翻訳文書の入手には以下2つの方法があります。
 - ①当館が発行する「運転免許証抜粋証明」（申請方法は大使館ホームページ「[運転免許証抜粋証明](#)」を参照ください）
 - ②翻訳業者作成翻訳文書（翻訳が正しい旨が公証された宣誓供述書が必要）
※国際免許証（IDP）は運転免許取得申請においては翻訳文書として受理されませんのでご注意ください。

■ 手続きの流れ

- ① 申請書およびその他提出書類の準備
- ② 「D.C. DMV Service Center」にて申請手続き
（各センターの所在地は「[DC DMV Service Center Locations](#)」をご確認ください）
（注）学科試験を含め、下記手続きは通常申請当日にすべて行われます。
 - ・申請書類の提出（書類審査）
 - ・視力検査
 - ・手数料の支払い（手数料については「[Driver License Fees](#)」をご確認ください）
 - ・仮運転免許証の受領（45日間有効）
 - ・学科試験（日本語での受験が可能）
 - ・証明写真撮影
- ③ 運転免許証の受領（10業務日以内に自宅住所へ郵送されます）

■ 詳しくはワシントンD.C.車両管理局（DMV）ホームページをご確認ください

- <https://dmv.dc.gov/node/1119126>（非米国市民向け案内、必要書類）
- <https://dmv.dc.gov/service/driver-licenses>（手続きの流れ、各手続き詳細へのリンク）

(イ) メリーランド州居住者

<技能試験および学科試験の免除>

日本国政府とメリーランド州政府の間の合意により、2016年1月から、メリーランド州にお住まいの日本の普通自動車運転免許保有者については、同州の普通自動車運転免許（非商用運転免許）取得に当たり、技能試験および学科試験が免除されるようになりました（必要書類の提出、一部の講習受講、申請手数料の納付等は免除になりません）。

ここでは、日本の普通自動車運転免許保有者がメリーランド（MD）州政府発行の普通自動車運転免許（非商用免許）を取得する場合の手続きについて、その概要を紹介します。

■ メリーランド州政府発行普通自動車運転免許の取得が必要な方

- ◇ メリーランド州に居住する場合、メリーランド州の住民となって60日以内に、メリーランド州の車両管理局（Motor Vehicle Administration: MVA）が発行する運転免許証を取得しなければなりません。

■ 必要書類（全て原本）

※米国ビザの種類によって必要書類が異なりますので、必ず「[Online Document Guide](#)」をご確認ください。

- ◇ 身分証明書類 <例：日本パスポート+米国ビザ（グリーンカード等）+ I-94 >
(注) F1、F2、J1、J2、H1B、H4、G4 ビザ保有者は [SAVE Verification Request](#) より身分証明が可能です。
- ◇ 社会保障番号（SSN）証明書類 <SSNカード等 >
(注) SSN取得資格がない場合は、社会保障庁（Social Security Administration: SSA）から「Letter of Ineligibility」を入手
- ◇ メリーランド州居住証明書類 <ガス・電気・水道・電話料の請求書、住居の賃貸借契約書等 >
- ◇ 視力検査結果（検査より12か月以内のもの。詳細は MVA「[Vision Requirements](#)」をご確認ください）
- ◇ 3時間のアルコール・薬物講習受講証（詳細は MVA「[3-Hour Alcohol and Drug Education Program](#)」をご確認ください）
- ◇ 運転能力証明書類 <日本の運転免許証+翻訳文書 >
(注) 有効な日本の運転免許証とその翻訳文を提出すると技能試験および学科試験が免除されます。
(注) 翻訳文書の入手には以下3つの方法があります。
 - ①当館が発行する「[運転免許証抜粋証明](#)」
(申請方法は大使館ホームページ「[運転免許証抜粋証明](#)」をご参照ください)
 - ②翻訳業者作成翻訳文書（メリーランド州が認可している翻訳業者のみ。翻訳業者については「[Interpreter/Translation Providers](#)」をご参照ください）
 - ③日本で発給された国際運転免許証

■ 手続きの流れ

- ① 必要書類の準備
- ② 「Full-Service Maryland MVA Office」にて申請手続き
(各センターの所在地は「[Location & General Operations](#)」をご確認ください)
(注) 下記手続きは通常申請当日にすべて行われます。
 - ・必要書類の提出（書類審査）
 - ・証明写真撮影
 - ・手数料の支払い（手数料については「[MVA Fee Listing](#)」をご確認ください）

・仮運転免許証の受領

③ 運転免許証の受領（4 - 7 業務日以内に自宅住所へ郵送されます）

■ 詳しくはメリーランド州車両管理局（MVA）ホームページをご確認ください

→ <https://mva.maryland.gov/drivers/Pages/international-applicants.aspx>（非米国市民向け案内、必要書類）

→ <https://mva.maryland.gov/drivers/Pages/default.aspx>（手続きの流れ、各手続き詳細へのリンク）

(ウ) バージニア州居住者

<技能試験および学科試験の免除>

日本国政府とバージニア州政府の間の合意により、2020年2月6日以降、バージニア州にお住まいの日本の普通自動車運転免許保有者については、同州の普通自動車運転免許（非商用運転免許）取得にあたり、技能試験および学科試験の免除を受けることが可能となりました（申請に必要な書類の提出、申請手数料の納付等は免除にはなりません）。技能試験および学科試験の免除を申請される方は、通常の運転免許取得手続きとは異なる手続きが必要になります。なお、試験免除を受けずに通常の手続きにて普通自動車運転免許を取得することもできます。

ここでは、日本の普通自動車運転免許保有者がバージニア（VA）州政府発行の普通自動車運転免許証（非商用免許）を取得する場合の手続きについて、その概要を紹介します。

■ バージニア州発行普通自動車運転免許の取得が必要な方

- ◇ バージニア州に居住する場合、バージニア州の住民となって60日以内に、バージニア州の車両管理局（DMV）が発行する運転免許を取得しなければなりません。

■ 技能試験および学科試験の免除を希望する場合の必要書類

◎ポイント

技能試験および学科試験の免除を希望する場合は、日本の自動車安全運転センターから運転免許経歴証明書を取得する必要があります（詳しくは下記「手続きの流れ」をご参照ください）。

<DMV に先に提出するもの（オンライン／郵送／窓口申請）>

- ◇ 申請書（[DL-7:Exchanging a Driver's License from a Foreign Country](#)）
- ◇ 有効な日本の運転免許証原本（手続き後返却されます）
※オンラインまたは郵送で提出することも可能です。詳しくは「[Submitting Your Documents](#)」をご確認ください。

<DMV にのちに提出するもの>

- ◇ 申請書（[DL 1P:DRIVER'S LICENSE AND IDENTIFICATION CARD APPLICATION](#)）
- ◇ 身分証明/米国在留資格証明書類各1点 <日本パスポート+米国ビザ（グリーンカード等）+ I-94 >
- ◇ 社会保障番号（SSN）証明書類
- ◇ バージニア州居住証明書類2点 <ガス・電気・水道・電話料の請求書等、発行から2か月以内のもの、住居の賃貸借契約書等>

■ 技能試験および学科試験の免除を希望する場合の手続きの流れ

技能試験および学科試験の免除を受けるためには、従来の運転免許取得手続き（技能試験、学科試験を受ける通常の手続き）とは異なる以下の手続きが必要となります。

<渡米前～DMVでの免許取得申請前>

代理人に「運転免許経歴証明書」の代理申請のための委任状原本（自動車安全運転センター書式）を送付

※ 渡米前にあらかじめ委任状を代理人へ渡しておくことをお勧めします。

< 渡米後～DMVでの免許取得申請 >

バージニア州DMVのカスタマーサービスセンターにて申請書「DL-7」と日本発行の運転免許証を提出

※ 運転免許証は手続き後返却されます。

(各センターの所在地は「[Find a Customer Service Center](#)」よりご確認ください)

< DMVでの免許取得申請後 >

① 日本の代理人に「運転免許経歴証明書」（和文・英文どちらでも可）の代理申請を依頼

※ 「運転免許経歴証明書」は、全国いずれの[自動車安全運転センター（所在地一覧）](#)でも入手できます。

※ 代理人の方が日本の自動車安全運転センターにて代理申請する際には、「バージニア州運転免許取得のための申請」であることを同センターへ必ず伝えてください。

※ 同証明書の発行日はDMVでの[免許取得申請日よりも後](#)である必要があります。

② 「運転免許経歴証明書」を受領した代理人から同証明書を郵送してもらう

※ 同証明書は自動車安全運転センターから代理申請を行った代理人へ郵送されます。

③ 「運転免許経歴証明書」が届き次第、同証明書（原本）、「[個人情報](#)の取扱いに関する同意書」を当館「運転免許係」に提出（郵送可）

※ 「運転免許経歴証明書」は、DMVから照会を受けた当館が、カスタマーサービスセンターに提出された日本発行の運転免許証の真正性および有効性を確認する際に使用します。

※ 「個人情報の取扱いに関する同意書」は、当館がDMVから照会を受けた際に、「運転免許経歴証明書」に記載された個人情報を当館が確認することに同意していただくものです。

※ 「運転免許経歴証明書」および「個人情報の取扱いに関する同意書」（窓口備付け）は、領事班窓口へ直接または郵送にてご提出いただけます。郵送の場合は、「個人情報の取扱いに関する同意書」をご自身でダウンロード、印刷し、必要事項を記入・署名の上、「運転免許経歴証明書」とともに当館「運転免許係」まで速やかにご送付ください。

(注) 郵送方法は問いませんが、郵送中の申請書類等の紛失、損傷等につきましては、大使館は一切責任を負いかねますので、ご了承ください。また、[「運転免許経歴証明書」の発行日より半年以上経過しているものについては、受理しかねます](#)ので、併せてご了承ください。

④ 当館とDMVの間で、運転免許証の真正性および有効性の確認手続きが完了次第、その旨をお知らせするEメールが当館より申請者に送られる。

⑤ DMVのカスタマーサービスセンターから、技能試験と学科試験を免除する旨の承認書が申請者に郵送される。

※ 承認書の郵送状況についてはDMVにお問合せください。

※ カスタマーサービスセンターに提出された日本発行の運転免許証の真正性および有効性が確認できなかった場合、技能試験および学科試験を免除できない旨の通知が郵送されますが、その場合でも、それらの試験を受験すれば、バージニア州の普通自動車運転免許を取得できます。

⑥ DMVのカスタマーサービスセンターに、④の承認書と必要書類（本紙5頁：DMVにのちに提出するもの）を提出し、視力検査・写真撮影し、手数料を支払う（※通常、下記手続きは申請当日にすべて行われます。）※ 承認書に記載された日付から60日以内に本手続きを進めなければなりません。

⑦ 手続き完了後、7～10日以内に自動車運転免許証が送付されます。

※ 免許証が送付されるまでの間は、仮運転免許証が発行され、即日運転することができます。

■ 技能試験および学科試験の免除手続きを希望しない場合の必要書類（通常の手続き方法）

※米国ビザの種類によって必要書類が異なりますので、必ず「[Document Guide](#)」をご確認ください。

◇ 申請書（[DL 1P:DRIVER'S LICENSE AND IDENTIFICATION CARD APPLICATION](#)）

身分証明/米国在留資格証明書類 1点ずつ <日本パスポート+米国ビザ（グリーンカード等）+ I-9 4等>

◇ 社会保障番号（SSN）証明書類 <SSNカード等>

◇ バージニア州居住証明書類 2点 <ガス・電気・水道・電話料の請求書等、発行から2か月以内のもの、住居の賃貸借契約書等>

◇ 運転能力証明書類 <有効な日本の運転免許証原本+翻訳文書>

（注）翻訳文書の入手には以下2つの方法があります。

① 当館が発行する「運転免許証抜粋証明」

（申請方法は大使館ホームページ「[運転免許証抜粋証明](#)」をご参照ください）

② 翻訳業者作成翻訳文書（公証されている必要があります）

■ 技能試験および学科試験の免除を希望しない場合の手続きの流れ

① 申請書およびその他提出書類の準備

② バージニア州DMVの「Customer Service Center」にて申請手続き

（各センターの所在地は「[Find a Customer Service Center](#)」よりご確認ください）

・ 申請書類の提出（書類審査）

・ 視力検査（書類提出時）

・ 証明写真撮影（書類提出時）

・ 学科試験（書類提出日、日本語での受験が可能）

・ 技能試験（ご自身で車を用意する必要があります。自動車保険・車両登録が確認されます。要予約）

・ 手数料の支払い（手数料は「[DMV Fees](#)」をご確認ください）

・ 仮運転免許証の受領

③ 運転免許証の受領（自宅住所へ郵送）

■ 詳しくはバージニア州のDMVホームページをご参照ください

→ <https://www.dmv.virginia.gov/drivers/#applying.asp>（手続きの流れ、各手続き詳細へのリンク）

→ <https://www.dmv.virginia.gov/drivers/#eligibility.asp>（非米国民向け案内、必要書類）

上記手続きに関するお問合せはEメールにて当館領事班までお願いいたします。ご質問の内容によっては、バージニア州車両管理局（DMV）へ直接お問合せいただくようお願いする場合があります。 領事班：emb-ryoji@ws.mofa.go.jp

(エ) A 2 ビザ保持者の方へ 非外交官証明（米国運転免許証取得申請用）について

A 2 ビザ保持者が各州の DMV（Department of Motor Vehicle）にて運転免許証を取得する際、もしくは車両登録を行う際には一般的な申請書類の他に「非外交官証明書」が必要となります。

準政府機関職員（国務省登録されている方）

準政府機関職員に対し国務省より非外交官証明書が発給されます。申請は当館からではなく各機関から国務省へ直接行うこととなりましたので所属されている機関（事務所）へお問い合わせください。

その他（防衛連絡官・米国政府機関へ出向されている方など）

2021年9月より国務省登録されていない防衛連絡官および米国政府機関への長期出張者に対し国務省より非外交官証明は発給されなくなりました。非外交官証明の発給については所属されている米国機関へお問い合わせください。

<参考>

2021年11月19日付け国務省回章

<https://www.state.gov/wp-content/uploads/2021/11/2021-11-19-Non-Eligibility-Circular-Note-No-21-2038.pdf>

(2) 自動車保険加入

米国のほとんどの州において、車両所有者には自動車保険 (Liability Insurance) への加入が義務付けられており、車両登録・更新等の手続き時には保険に加入済みであることを証明する必要があります。

※ディーラーで車両を購入し、仮車両登録プレートの発給と車両登録の代理申請を行う場合、即座に自動車保険の加入証明が必要となります。

(注) バージニア州には、無保険車両手数料 (Uninsured Motor Vehicle Fee) として500ドルを支払うことにより保険非加入で車両登録可とする制度も

ありますが、この手数料を支払ったとしても保険の効力は一切生じないため、自動車事故の加害者となり損害賠償請求があれば、賠償金を支払う責任が生じます。



自動車運転を長期間行わない場合であっても、車両登録がなされている間 (ナンバープレートを州政府へ返却するまでの間) は自動車保険に継続して加入している必要があります。州によっては、保険加入者の解約や未払いによる保険失効の情報を保険会社が州政府に通報することを義務付けている場合があります。なお、保険加入に当たっては、車両登録を行う州の車両管理局ホームページ等で、最低限求められる補償内容を確認してください。

運転中に警察官から停車を求められた場合、運転免許証、車両登録証に加え自動車保険証書 (写し可) の提示を求められますので、忘れずに車内に一枚置いておきましょう。

■ 詳しくは自動車保険に関する案内をご確認ください

ワシントンD.C. : <https://dmv.dc.gov/service/vehicle-insurance>

メリーランド州 : <https://mva.maryland.gov/vehicles/Pages/insurance-requirements.aspx>

バージニア州 : <https://www.dmv.virginia.gov/vehicles/#insurance.asp>

(3) 車検

◆車検 (Inspection)

ワシントンD.C.、メリーランド州、バージニア州では、DMV・MVA指定の場所で車検を行う必要があります。検査後、車検証をもらいます。大手自動車販売店で購入の場合、中古車・新車にかかわらず購入時に車検が済んでいる場合がほとんどです。

※自動車の種類や製造年、運転者の年齢等によって、検査が免除される場合がありますので、詳細は各DMV・

MVAにてご確認ください。

※車検証の有効期限は州によって異なりますので、必ず各州のDMV・MVAにてご確認ください。

※購入車両に有効な車両登録プレートが無く、車両登録前に車検を行えない場合には、特例がありますので、各州の案内をご確認ください。

■ 詳しくは車検に関する案内をご確認ください

ワシントンD.C. : <https://dmv.dc.gov/service/vehicle-inspections>

メリーランド州 : <https://mva.maryland.gov/about-mva/Pages/info/58000ASE/inspection.aspx>

バージニア州 : <https://www.dmv.virginia.gov/vehicles/registration/emissions>

(4) 車両権利書 (Vehicle Title)

車を購入した際に、その所有権の証明として車両権利書が発行されます。ディーラーでご購入の場合、ディーラーが車両登録の代理申請を行う場合が多く、車両権利証は直接各州車両管理局へ提出されます。中古車の場合、前の持ち主の車両権利書に販売価格、売却人と買取人の署名、マイレージ等が記入された書類をDMV・MVAに提出します。

■詳しくは各州車両管理局のホームページをご確認ください

ワシントンD.C.: <https://dmv.dc.gov/service/dmv-vehicle-titles>

メリーランド州: <https://mva.maryland.gov/vehicles/Pages/registration/title-registration-info.aspx>

バージニア州: <https://www.dmv.virginia.gov/vehicles/#titling.asp>

(5) 車両登録

自動車保険加入後、お住まいの州の車両管理局において車両登録を行います。州により細かい手続きが異なりますので必ず各自詳細の確認をお願いします。車両登録は以下の書類を持ってDMV・MVAにて登録します。必ず事前に車両保険に加入し、(中古車の場合は)車両権利書(Title)を申請し、(該当する場合は)車検を行ってから登録してください。手続きの際、登録料・税金の支払いが発生します。

◇車両登録には以下の書類提出が必要です。

- ・身分証明書
- ・車両所有証明書
- ・自動車保険加入を証明するもの
- ・車検証明書

※ 車両登録を行って初めて車両登録プレートが発給されます。

■詳しくは各州陸運局のホームページをご確認ください

ワシントンD.C.: <https://dmv.dc.gov/service/vehicle-registrations-and-tags>

メリーランド州: <https://mva.maryland.gov/vehicles/Pages/registration/title-registration-info.aspx>

バージニア州: <https://www.dmv.virginia.gov/vehicles/#vehiclereg.asp>

2章 事故後の対応

※ 本章は、米国自動車協会（AAA）「[Auto Collision Tips](#)」を参考にしています。

運転中、万が一事故にあったら、運転手、同乗者、および歩行者の安全を確認後、必要に応じて以下の流れを参考に行動してください。

1. けが人がいないか確認し、いる場合は怪我の状況を確認しましょう。けが人の医療措置が必要な場合は、9 1 1に電話して救急車の出動を要請しましょう。
2. 車が動くようであれば、他の車両に衝突、接触されないよう車両の通行の邪魔にならない場所まで移動しましょう。ハザードライト等を付け、周囲に注意を促すことも重要です。
※あくまでも車両の安全を確保するための移動であり、事故現場から逃げたと誤解されないよう注意しましょう。
3. 事故の大小に関わらず9 1 1に電話して事故処理を依頼することが義務付けられています。警察が到着後、事故発生状況の詳細を説明すると共に警察官の所属、氏名、連絡先および事故証明書の入手方法を尋ねましょう。警察が現場に来ない場合は、事故後に、地域の警察署または自動車保険会社を訪ね、事故処理報告をすることも可能です。
4. 事故に関わった人すべて（相手車両の運転手や同乗者、歩行者等）の住所、氏名、電話番号、保険会社名、保険証番号、車両番号、車種、運転免許証番号等を聞き、メモを取りましょう。事故現場、事故に関わった人、自身および相手方の車両等の写真を撮り、保存しておきましょう。
5. 可能な限り目撃者(第3者)を見つけ、氏名、連絡先等を聞きましょう。
6. 加入している保険会社に連絡しましょう。
7. 保険会社の指示・助言の下、車両の修理を進めましょう。

◇ 以下の点には特に注意

- 当事者間で事故の詳細を話したり、どちらの責任かを判断したり、事故の原因を主張したりすることは控えましょう。
- 簡単に事故の非を認めないようにしましょう。
- 駐車中の車両（運転手が乗っていない場合）や建物等に接触・衝突した場合、車両や建物の所有者に連絡を取りましょう。所有者が見つからない場合は、自身の連絡先を書いたメモを車両や建物の該当箇所に残しましょう。

3章 道路交通の主なルールと基礎知識

米国の交通ルール(違反となる行為や違反に伴うペナルティの重さ等)は州ごとに異なりますが、この章では、米国全土に共通する一般的な交通ルールを紹介します。

(1) 子供の安全 (Child Safety)

未成年者を乗せて運転する際は以下の点に特にご注意ください。

◇子供を車内に置き去りにしない

ごく短時間の用事を済ませるためであっても、絶対に子供を車内に置き去りにしないでください。米国では、子供の放置は重罪です。通行人が子の車内放置を発見し警察に通報することもあり、その場で逮捕される場合もあります。



◇チャイルドシートを必ず使用する

ワシントンD.C.、メリーランド州、バージニア州では、7歳以下の子供の乗車にはチャイルドシートの使用が義務付けられています。法律は各州で異なりますが、チャイルドシート未使用で子供を乗せた場合は、道路交通法違反となります。チャイルドシートは必ず後部座席に設置してください。



◇シートベルトを必ず着用する

ワシントンD.C.およびメリーランド州では、乗車席に関わらず8歳~16歳の子供のシートベルト着用が義務付けられています。バージニア州では、乗車席に関わらず8歳~17歳の子供のシートベルト着用が義務付けられています。身長が149cmに満たない子供には、補助椅子(Booster Seat)の使用が義務付けられています。なお、成人のシートベルト着用については、道路交通法違反とならない場合でも、警察に止められ、チケットを切られる場合がありますので、座席や年齢にかかわらず、シートベルトを着用するようにしましょう。



(2) スクールバス

スクールバスは、道路交通において最も優先されている乗り物のひとつです。スクールバスの乗降中の交通違反は重罰となります。

スクールバスは、生徒・児童の乗降開始前に、黄色の警戒灯を点滅させて至近の自動車へ乗降開始を知らせます。

生徒・児童の乗降開始時に、赤色灯とSTOPサインを作動させて、全交通の一時停止を命じます。



すべての自動車は赤色灯が消えるまで停止しなければなりません。

→黄色の中央線がある道路では、後続車両だけでなく対向車も停止しなければなりません。

→中央分離帯のある道路では、後続車両のみ停止しなければなりません(対向車は制限速度限度以下で徐行)。

(3) 学校通学路 (School Zone)

スクールバスと同じく、学校近辺の通学路は交通安全のために特段の措置が取られています。学校近辺には、通学路専用の注意信号が設けられており、通学時間帯には黄色の注意信号が時速15マイル制限を表示するようになっています。この周辺には、通学時間帯に警察によるスピード検査が集中的に行われることがありますので、特に制限厳守を心がけて下さい。

(4) 運転中の携帯電話使用

ワシントンD.C.、メリーランド州、およびバージニア州では、運転中の携帯電話使用が禁止されています。イヤホンやハンズフリーキットを使用すれば違法とならない州も多いですが、運転中に通話や携帯電話画面へ意識を注ぐことは、周囲への注意力を低下させ交通事故の危険性を高めますので、やむを得ない場合でも、携帯電話の使用は安全な場所に車を停車させてからにしましょう。

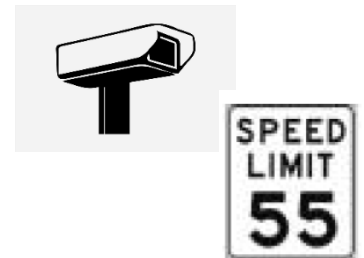


(5) 飲酒運転

飲酒運転は、「DUI: Driving Under Influence」(飲酒もしくは薬物服用時の運転)、または「DWI: Driving While Intoxicated」(酒気帯び運転)と呼ばれ、重罪となります。薬品自体の合法性に関わらず、運転に支障を来す薬物を服用した後に運転することも法律で禁止されています。なお、エンジン稼働中は、酒気帯びで運転席に座っているだけでも違反行為となりますのでご注意ください。

(6) 速度超過・信号違反検知カメラ

主要幹線道路を中心に固定カメラが設置され、交通違反の取締りが行なわれています。違反があった場合は、後日、車の所有者に対し反則金が請求されます。



(7) 駐車

都市部において駐車スペースを探すことは時として困難なこともあります。必ず駐車表示に従って駐車してください。

■ 駐車メーター

通常、メーターの制限時間は10分から2時間程度となっています。制限時間を超過した場合、もしくは制限時間を超えてメーターにお金を投入し時間延長を図った場合は違反の対象となります。また、メーターがあっても、ラッシュ時間帯の駐車禁止ゾーンもしくは、道路清掃日の駐車禁止措置がある場合がありますので、周辺の駐車表示を確認してください。



■ 違反駐車

違反駐車は他者の安全を害する恐れがあります。また、反則金が科されるだけでなく、即時レッカー移動される可能性もあります（レッカー移動された場合、多額のレッカー一代金を請求されます）。出先で駐車する際は駐車表示をよく確認しましょう。



◇ 駐車禁止区域

「No Parking」「No Stopping」「No Standing」の表示がある路上には駐車してはいけません。常時駐車禁止の区域もあれば、特定の時間帯のみ禁止の区域もあります。



◇ 私有地内での違法駐車

アパート、タウンハウス、宅地や事務所等の私有地内では、許可証の掲示が無い自動車は駐車してはいけません。



◇ 積雪緊急道路 (Snow Emergency Routes)

積雪時の緊急指定道路上では、積雪が始まると同時に駐車車両の撤去が義務付けられています。積雪が始まったら、指定の道路からすぐに自動車を移動してください。



◇ 障害者指定駐車区域

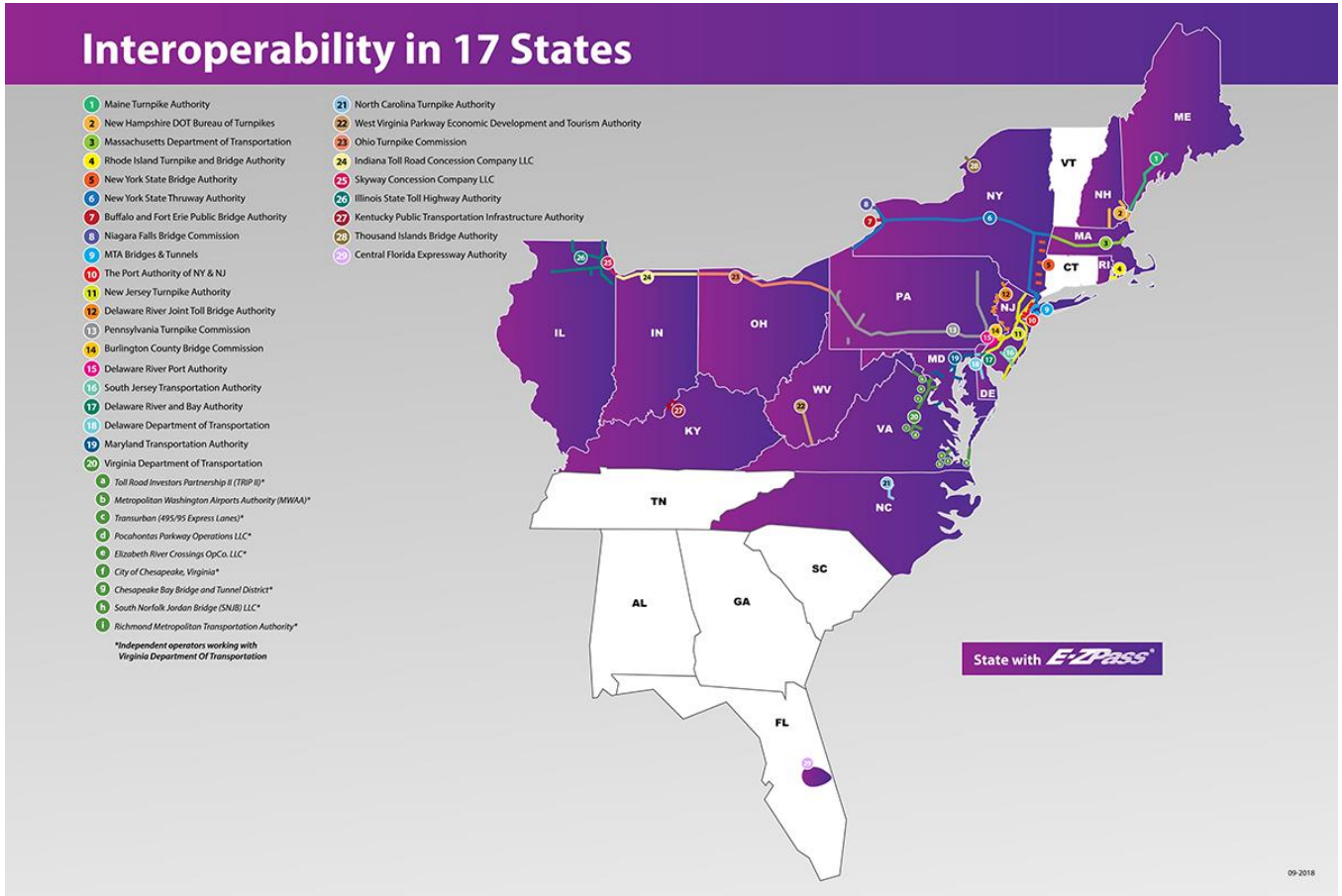
障害者駐車証（の掲示）がない車は障害者駐車指定エリアに駐車してはいけません。

この他にも、通常、私道前や歩道上、交差点内（交差点から20フィート以内）、バス停留所近辺、消火栓から15フィート以内、道路反対側、陸橋上・トンネル内、黄色・赤色の着色がしてある縁石横への駐車は違反であり、レッカー移動の対象となります。

(8) E-Z Pass



米国北東部から中西部では、日本の ETC システムに相当する「E-Z Pass」が有料道路で広く普及しています。E-Z Pass 加入者は、有料道路の料金所を速やかに通過できるだけでなく、「E-Z Pass Express Lane」(E-Z Pass 加入者専用の有料急行車線)を走行することができます(下図参照)。



■ E-Z Pass の利用方法

- ① トランスポンダを購入
- ② オンラインで口座を開設
- ③ 決済用クレジットカードを登録
- ④ チャージ額の設定
- ⑤ 自動車情報を登録

■ E-Z Pass の種類

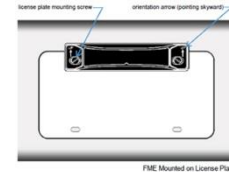
◇ 一般トランスポンダ

フロントガラスにマジックテープで取り付けるタイプ



◇ 外付けトランスポンダ

前部ライセンスプレートに外付けで取り付けるタイプ



◇ E-Z Pass Flex トランスポンダ

後述する最低乗車人数（HOV）指定のある「E-Z Pass Express Lane」を走行する際、乗車人数に応じ「HOV（ON）／（OFF）」の切替えが手動で行える特殊トランスポンダです。これにより、HOV要件を満たしている時（指定された人数以上が乗車している時）は、E-Z Pass 口座に課金されることなく Express Lane を無料で走行できます。



■ 加入方法等の詳細については、各州 E-Z Pass ホームページをご確認ください

→ メリーランド州 E-Z Pass <https://www.driveezmd.com/>

→ バージニア州 E-Z Pass <https://www.ezpassva.com/>



（9）HOV（High-Occupancy Vehicle）レーン


HOVレーンとは、指定人数以上が乗車している車両（および緊急車両等）のみ走行可能な車線で、渋滞緩和と排気ガス排出削減を目的に多くの州のハイウェイで導入されています。最低乗車人数は2名（HOV2）または3名（HOV3）が一般的で、常時HOVレーンと指定されている車線もあれば、ラッシュアワー時のみHOVレーンとなる車線もあります。指定人数を下回る車両がHOVレーンを走行した場合、違反点数と反則金が科されます。

また、HOVレーンの発展形態として、指定人数を下回る車両であっても通行料を支払うことにより走行することができる「HOT（High-Occupancy Toll）レーン」も多くの州で導入されています。












4章 主な道路標識

米国では、日本とは異なった標識が使用されていますので、間違いが起こらないよう、運転前によくご確認ください。なお、一般的に米国では、特に標識がない限り、一旦停止・安全確認後の赤信号時の右折が認められています。DCにおいては2025年1月1日以降、標識の有無に関わらず、すべての交差点で赤信号時の右折が禁止されています。

| | | | |
|--|---|---|---|
| <p>No Turn on Red 赤信号での右折禁止</p> |  | <p>Uターン禁止 No U-Turn</p> |  |
| <p>No Turn on Red when Pedestrians Present 歩行者が交差点内にいる場合、赤信号での右折は禁止。(いない場合は、一旦停止後、右折できます。)</p> |  | <p>Left Turn Yield on Green 左折車は、対向車に道を譲れ</p> |  |
| <p>Stop 一旦停止</p> |  | <p>Keep Right 右に寄れ</p> |  |
| <p>One Way 一方通行</p> |  | <p>No Left Turn 左折禁止</p> |  |
| <p>Do Not Pass 追越禁止</p> |  | <p>No Right Turn 右折禁止</p> |  |

| | | | |
|--|---|---|---|
| <p>Lane Reduction 車線減少</p> |  | <p>Left Turn Only 左折専用車線</p> |  |
| <p>Divided Highway Begins この先中央分離帯あり</p> |  | <p>Yield 徐行 前方優先道路 (道を譲れ)</p> |  |
| <p>Divided Highway Ends この先中央分離帯終了</p> |  | <p>Do Not Enter この先進入禁止</p> |  |
| <p>Slippery When Wet すべりやすい</p> |  | <p>Wrong Way 進入禁止一逆向き一方通行</p> |  |
| <p>Low Clearance 高さ制限</p> |  | <p>High Occupancy Vehicle Lane 最低乗員指定車線 HOV-2・最低 2 名 HOV-3・最低 3 名</p> |  |
| <p>Mile Marker 里程標</p> |  | <p>Handicap Parking 障害者指定 駐車スペース</p> |  |

| | | | |
|--|---|--|---|
| <p>Hill この先急勾配</p> |  | <p>Advisory Speed 掲示地点での制限速度</p> |  |
| <p>Rough Road 舗装悪し、運転注意</p> |  | <p>Signal Ahead 信号至近</p> |  |
| <p>Railroad Crossing この先踏切あり</p> |  | <p>No Passing Zone 追越禁止区間</p> |  |
| <p>Interstate Route 州間高速道路 奇数－南北連絡 偶数－東西連絡</p> |  | <p>Merge この先合流</p> |  |
| <p>U.S. Route 国道 奇数－南北連絡 偶数－東西連絡</p> |  | <p>Low Ground Clearance 踏切急勾配につき、通過 注意</p> |  |
| <p>Uneven Lanes 車線間段差あり</p> |  | <p>Pedestrian Crossing 横断歩道あり</p> |  |

| | | | |
|---------------------------------|--|---|--|
| <p>Gas Station ガソリンスタンド</p> |  | <p>School Zone- Pedestrian Crossing 学生用横断歩道 通行要注意</p> |  |
| <p>Exit 出口案内</p> |  | <p>Road Work Ahead この先道路工事区間</p> |  |
| <p>Deer Crossing シカに注意</p> |  | <p>Detour 迂回路</p> |  |
| <p>Hospital 病院</p> |  | <p>Bump 段差あり</p> |  |

5章 その他

(1) 日本の運転免許証の更新

海外滞在中に日本の運転免許証の期限が切れる場合の手続きについては、警察庁ホームページ「[海外滞在中で日本の免許をお持ちの方](#)」および「[外国の運転免許をお持ちの方](#)」をご確認ください。

◇ 注意事項

※代理人による更新はできません。必ず本人が更新を行ってください。

※大使館では日本の運転免許証の更新はできません。

(2) 州発行免許保有者による日本の運転免許取得

◇ 州発行の運転免許証を日本の運転免許証に切り替えることができます。

◇ メリーランド州およびバージニア州発行の運転免許証をお持ちの場合は、技能試験および学科試験が免除されます。

◇ 手続き方法の詳細は、日本の住所地における[都道府県警察の運転免許センター](#)にお問い合わせください。

◇ 切り替えの際の必要書類（一例：東京都の場合）

※以下の必要書類は、警視庁ホームページ（東京都）「[外国で取得した運転免許証を日本の運転免許証に切り替えるには](#)」に基づきます。

- ① 有効な外国等の運転免許証
- ② 上記免許証の日本語による翻訳文
- ③ 日本の運転免許証（現在および過去に受けたことのある方）
- ④ 本籍（国籍）記載の住民票（住民基本台帳法の適用を受ける方、マイナンバー未記載のものを提出）
※海外赴任等で住民票が発行されない方は、一時帰国であることを証明するもの（申請者の現住所を確認できる身分証明書の写しを添付）と戸籍謄本を提出してください。
- ⑤ パスポート等
- ⑥ 免許申請上の住所に滞在していることを証明する書類（住民基本台帳法の適用を受けない方）
- ⑦ 免許を取得した国等に、免許を取得後、通算して3か月以上滞在したことが確認できるもの（パスポート等）
- ⑧ 申請用写真（申請書に貼付する写真）

6章 お役立ちリンク集

| | |
|---|---|
|  ワシントン | 非米国市民向け免許取得案内 免許取得手続きの流れ 自動車保険 車両登録 ドライバー・マニュアル（英語） |
|  メリーランド州 | 非米国市民向け免許取得案内 免許取得手続きの流れ 自動車保険 車両登録 ドライバー・マニュアル（英語） |
|  バージニア州 | 非米国市民向け免許取得案内 手続きの流れ 自動車保険 車両登録 ドライバー・マニュアル（英語） |
|  日本 | 海外滞在中で日本の免許をお持ちの方 外国運転免許証を日本の免許証に切替えるには |